

高齢者虐待防止規定

虐待防止法について

虐待防止法については、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」平成 12 年 5 月成立 「配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律（DV防止法）」平成 13 年 4 月成立 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」平成 17 年 11 月成立 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」平成 24 年 10 月が成立している。

1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」以下、「高齢者虐待防止法」が平成 18 年 4 月 1 日に施行になった。

高齢者虐待防止法では【高齢者】とは、65 歳以上の者と定義され、高齢者虐待を「介護者による高齢者虐待」、及び「施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義しているが、ここでは「施設従事者等による高齢者虐待」について述べる。

何が虐待かは人によって捉え方もまちまちだが、「高齢者虐待防止法」では次の 5 つの行為の類型をもって「虐待」と定義している。

- (1) 身体的虐待 「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」
- (2) 介護放棄・放任 「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。」
- (3) 心理的虐待 「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」
- (4) 性的虐待 「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。」
- (5) 経済的虐待 「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。」

2 高齢者虐待防止法による介護施設従事者等の定義

高齢者虐待防止法に定める「介護施設従事者等」とは、老人福祉法及び介護保険法に規定される次の施設と事業の業務に従事する人のことを指す。

【高齢者虐待防止法で定める「施設従事者等」の範囲】

- | | | |
|------------|-----------|-----------------|
| 老人福祉法による規定 | ・ 老人福祉施設 | |
| | ・ 有料老人ホーム | ・ サービス付き高齢者向け住宅 |

- 介護保険法による規定
- ・ 介護老人福祉施設
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 介護療養型医療施設
 - ・ 地域密着型介護老人福祉施設
 - ・ 地域包括支援センター
 - ・ 居宅サービス事業
 - ・ 居宅介護支援事業
 - ・ 地域密着型サービス事業
 - ・ 介護予防サービス事業
 - ・ 介護予防支援事業
 - ・ 地域密着型介護予防サービス事業

(高齢者虐待防止法 第2条)

3 株式会社きずなでは、身体拘束の各種指針を別に定める

身体拘束禁止と高齢者虐待との関係

介護保険施設などでは、指定基準等において、「入所者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなどの身体を自由を奪う身体拘束は行ってはならない」とされており、原則として禁止されている。

身体拘束が常態化することにより、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的な苦痛（心理的虐待）を与えるとともに、関節の拘縮や筋力低下など身体的な機能を奪ってしまう（身体的虐待）危険性がある。

高齢者が他者から不適切な行為により権利を侵害される状態や生命、健康生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束は原則としてすべての高齢者虐待に該当する行為と国基準で考えられている。

【身体拘束禁止の対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型の抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束の緊急やむを得ない場合とは

【「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件】（すべてを満たすことが必要）

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束は一時的なものであること

○身体拘束は原則禁止のため、家族の同意が「ある」「なし」に関わらず許されるものではない。また、家族から安全確保のため拘束希望が出されたとしても、施設が家族と話し合いを重ねて身体拘束廃止の理解を求めていくことが重要である。

○「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要で、身体拘束の内容、目的、時間、期間などを利用者や家族などに対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。

4 通報義務、公益通報

（1）養介護施設従事者等における高齢者虐待の通報義務

高齢者虐待防止法における通報については、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見、早期対応を図り、高齢者の尊厳保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられたものである。

保健・福祉医療従事者の責務として、「高齢者福祉の仕事に従事する人は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めること」が示されている。

特に養介護施設従事者等は自分の働いている施設などで高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、速やかに市町村に通報しなければならないとの義務が課せられている。また、高齢者虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って発生することや高齢者本人の生命や身体に危険が及ぶことがあることから、早い時期に第三者が介入するなどして、虐待を止めることが大切である。なお、通報への対応は養介護施設の所在する市町村が行なう。

（2）守秘義務との関係

高齢者虐待防止法では、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止を妨げるものとして解釈してはならない」ことが示されており、虐待の相談や通報を行うことは、養介護施設従事者等であっても「守秘義務違反」にはならない。

（3）公益通報者保護

平成18年4月1日から公益通報者保護法が施行されました。この法律では労働者が、事業所内部で法律違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている。

所定の要件とは、

- ① 不正の目的で行われた通報でないこと
- ② 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること
- ③ 当該法令違反行為を通報することが、その発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認めた場合

と規定されている。また、高齢者虐待防止法においても通報したことによって解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じている。

【公益通報者に対する保護規定の内容】

1. 解雇の無効
2. その他の不利益な取り扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

5 高齢者虐待の起きる原因

虐待と思われる行為の原因や理由に「虐待と思われる行為を受けた利用者側の要因」や「高齢者虐待を行った職員側の要因」また、「業務が多忙等その他の要因」が挙げられるが、養介護施設従事者等による虐待の発生は主に以下の5つの要因に分けて考えることができる。

【介護施設従事者等による高齢者虐待の背景の要因】

1. 組織運営
2. チームアプローチ
3. ケアの質
4. 倫理観とコンプライアンス（法令順守）
5. 負担・ストレスと組織風土

これらの要因は、相互に関係している場合が多く、これらの要因が必ずしも直接的に虐待を生み出すわけではないが、放置されると虐待の温床となったり、いくつかの要因が作用することで虐待の発生が助長されたりすることもあり、単純に職員個人だけに原因を求められるものではない。

6 虐待防止に向けた取り組み

- ◆利用者の人権を守るために虐待行為をなくす努力をする。
- ◆法令遵守規程とその留意事項を職員へ周知し、行動規範となるよう啓発する。
- ◆職員の関心を高める掲示物等を掲示する。
- ◆研修などを通じて、職員の人権意識を高める。
- ◆虐待につながる様なケースは、苦情対応委員会で検討をする。
- ◆内部からのチェック 内部監査の受審

7 快適なケアを実現するために

(虐待防止の本来のねらい)

- 高齢者の虐待防止は、“虐待の防止や養護者の支援等を促進することをもって高齢者の権利利益の擁護に資すること”が目的である。(虐待防止法第1条(目的))
- 例示によって“虐待”に該当する行為を限定することは、“虐待”という最悪の事態から高齢者を守るためのものだが、それだけではない。当事者である高齢者やその家族にとって、不快であったり悲しかったり、“虐待”であると感じられるケアは、できる限りなくすようにしたいものである。虐待であるかどうかを問題にする以前に、不適切なケアや説明不足などから生じる互いの不信感をどうしたらなくしていくかを考えることこそが虐待の防止と考えられる。

ケアは適切であっても、説明不足や意思疎通に問題ありと思われることがたくさんある。理解してもらうのは難しいとあきらめてしまう姿勢や職員の情報共有不足、意欲低下も不適切なケアへ繋がると考える。

法令上の虐待とは言えないが、利用者や家族が“辛い”“悲しい”“虐待を受けた”と感じる不適切なケア、悪意のない小さなミスでも、放っておくと虐待事故の原因にもなる。小さな気づきを放置しないで、みんなで考えることが大切である。

利用者や家族の声にいつも耳を傾けて早期発見、早期対応すること。起きてしまったら二度と起こさないように、なぜ起きたのか、どうしたら再発を防げるのか早急に考える。

8 適切なケアを実現することが虐待防止

虐待防止の難しさは、分かりにくさと深刻さであり、分かりにくさは誤解や混乱を生み、深刻さは、見て見ぬふりや問題の先送りにつながってしまう。行為だけで虐待を定義することは容易ではなく、虐待はそれを受ける利用者の思いが一番大切である。利用者、家族が主体となったサービスを提供し、虐待であろうとなかろうと、“不快”“悲しい”“いろ

いふ事情がある” “これは誤解だ” “これくらいは仕方がない” などの日常のケアを振り返ることが、虐待を防止することに繋がる。

(1) 身体的虐待

虐待防止法では、第2条第5項で「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。」と定義されている。次に記載されていることは、利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「身体的虐待を受けた」と感じている行為である。

1. 微熱を理由に、ベッド上での生活を強制された。
2. 声掛けの為に腰を叩かれ、とても痛がった。
3. 大きなスプーンで口一杯に入れる為、上手く飲み込めず、むせてしまう事がある。
4. 車椅子の移動、食事の介助、衣服の着脱時等、乱暴で、テンポが速く、利用者がおどおどしている場面を見ることが多い。
5. 利用者に布団を掛けるとき、放り投げるように掛けた。
6. 関節可動域に制限があるにも関わらず、健側から無理矢理着替えをさせた。
7. 経管栄養のチューブを抜き取る事があったので、ベッドに手を縛られた。縛り方に問題があり、痛々しかった。
8. 臥床する時、少し乱暴に寝かせているのを見かける。
9. 車椅子のベルトで拘束されているのを目撃した
10. トイレに閉じこめられた。
11. 手足に触れると「痛い」という。腕や足につねられたような傷跡と内出血があった。
12. 認知症だから分からないだろうと思って、頭を叩かれた。
13. 車椅子を強く押し放つ。
14. 点滴のアザと打撲と間違えるような対応の仕方があった。
15. 声掛けなしに、ベッドから車椅子に移乗させた。

(2) 介護・世話の放棄・放任

虐待防止法では、第2条第5項で「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長期間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」と定義されている。次に記載されていることは、利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「介護・世話の放棄・放任」と感じている行為である。

1. まだ十分トイレで対応できる時も朝の1回のみトイレで対応。朝以外はおむつ対応。
2. 訪室の度に目やにがたまっている。
3. 洋服がはだけたり、汚れているのにそのまま。
4. いつ面会に行っても、同じ洋服を着ていることが多い。

5. 夜間はオムツ交換をせず、寝間着からシーツがびしょびしょになり、冷たかった。
6. 汚れたシーツを替えてくれなかった。
7. ベッドのシーツの上の食べこぼしが常にある。
8. 入浴後、髪の毛を乾かしてもらえない。
9. 排泄後のズボンがねじれていることが結構ある。
10. 一日中椅子に座らせ続けて、積極的に働きかけをする姿勢がない。
11. 忙しい時間帯は寝かせてられている。
12. 発熱時、家族が面会に行き、やっと氷枕をしてもらえた。
13. 衣類の調節をしてもらえなかった。
14. 食事介助のスピードが早い。
15. 食事摂取量を増やして欲しいとお願いしたが、「うちでは出来ない。嫌なら他の施設に移ってくれ。」と言われた。
16. 粥を落としてしまった人に対して、「あら残念ね」と言って、代替りのものを運んでこなかった。
17. 今は忙しいから、後でと言われた。
18. 大小便の処置に困り、呼んだが、なかなか来てくれなかった。
19. 呼び出しボタン（ナースコール）を押しても、なかなか来ない。
20. 職員を呼んでもなかなか来てくれないことが何度もあった。

(3) 心理的虐待

法では、「高齢者に対する著しい暴言又は著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。」と定義されている。次に記載されていることは、調査の結果、利用者又は家族が不快であったり悲しかったり、「心理的虐待を受けた。」と感じている行為である。高齢者虐待防止法の定義をそのとおりに解釈すれば、当てはまらない内容もあげられている。しかしあくまで「高齢者の気持ちを起点にする」考え方をとれば、深く受け止めるべきであろう。

- 1 耳の遠い方が多い為、声が大きくなるが正常な方は怒られているように感じる。
- 2 「入所しているのは、あなた1人ではないんだから。」と言われた。
- 3 認知症老人に対して、「同じことを何回も言わない。」「何回言ったらわかるの?」「さっきトイレに行ったばかりでしょう。」などと声を荒げて言う。
- 4 食べ残しをすると「残した物は捨てなければならないのよ。」と強い口調で言われた。
- 5 上から物を言う。高齢者（年長者）を敬う態度から遠い。
- 6 名前を間違えられた。
- 7 「何をやっているんだ。」「何ぐずぐずしているんだ。」等、乱暴な言葉遣い
- 8 母の名前を呼び捨てや「おばあさん」と呼ぶ。

- 9 「それはやめましょう。駄目です。」等の指示をしている態度。
- 10 本人の前で気になるような言葉をしゃべっている。
- 11 本人のいる前でトイレ（便の事）に関して話された。
- 12 手のかかる人に対して聞こえない素振りをした。
- 13 忙しいことを理由に話を聞いてもらえない。
- 14 「早く食べて」と急がせる言葉を言う。
- 15 返事をしない職員がいた。
- 16 車椅子の老婦人が「帰りたい」と言っていることに対して無視をしている。
- 17 けがをした際必要以上に「わかりましたか？」といろいろな職員に確認された。
- 18 認知症なので本人は、わからないがあだ名をつけて呼んでいた。
- 19 「臭い、臭い。」「ばっちいね」と声かけながらおむつ交換をした。
- 20 厳しい口調で利用者に対しているのをみた。
- 21 喫煙していないのに「タバコの臭いがする。」と言われ「うそつき」と言われた。
- 22 同じことを何度も言う人になり「うるさい。」と言う。
- 23 化粧をしている母に対し、眉の描き方におかしいと平気で言う。
- 24 子供に対してするように頭を撫でる。
- 25 お願いをした際に、不快な顔をされ少し、嫌な感じだった。
- 26 1分1秒でも一緒に居たくない態度が見える。
- 27 夜間の失敗に対して「やっと入居できたんだから」と恩着せがましいことを言った。
- 28 おむつ交換時 「またこんなに汚して」と言った。
- 29 「お前なんか死んでしまえ。そしたら自分が楽になる。」と言われた。
- 30 意思疎通の出来ない人に対して「もう食べないの？」と言った。
- 31 「何回も鳴らすな！」と不機嫌な顔で叱られた。
- 32 「あれが悪い」「これが悪い」と短所ばかり言う。
- 33 上肢に片麻痺があり使えないのに、両手でしか出来ない作業を与えられた。
- 34 食事が減少している利用者に対して「食べないと死んでしまうよ。」と言っていた。

ここに記載された内容は、高齢者虐待防止法の「暴言」「著しい心理的外傷を与える行動」だけではない。その内容は、①高齢者の尊厳の保持されていない対応が多く含まれている。その内容は、子供扱い、高圧的態度、事務的態度、指示的態度、高齢者への配慮に欠けた無神経と思われる言動などがある。また、②組織的、管理的な問題として施設側の管理優先での利用者の行動の自由を不当に制限したり、家庭生活の環境に近づけたり保つ努力の欠如がある。また、③処遇及びケアの質として、個別ケアと利用者中心のケアがされていない場合も見られる。また職員の説明不足や職員の一方的判断もしくは決めつけなどの④コミュニケーション技術不足も見られた。

(4) 性的虐待

法では、「高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること」と定義されている。次の記載は、利用者または家族が不快であったり悲しかったり「性的虐待を受けた」と感じている行為である。

- 1 カーテンを開けっぱなしで女性のおむつ交換をしていた。
- 2 カーテンもせずに廊下から丸見えの状態パンツを脱がせっぱなし。
- 3 下着を履いているかどうかズボンを下げて確かめる
- 4 入浴、排せつなど身体介護で恥ずかしいことをされた。
- 5 いきなり懐に手を入れて脇の下を触る
- 6 男性介護士が母のおむつ替えに来たとき、他の入所者の性的なことを話題にあげて話をしていた。
- 7 入居時の身体検査の時、傷の有無を体中調べられて、肛門まで見られた父はとても恥ずかしい思いをした。

(5) 経済的虐待

法では、第2条第5項「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益をえること」と定義されている。次に記載することは、調査の結果、利用者または家族が不快であったり悲しかったり「経済的虐待を受けた」と感じていることである。

- 1 ヘルパーさんに金品を要求された。
- 2 出金日が決まっていて好きな時におろせない
- 3 父は見聞きが満足にできないのにかなり高額なテレビ使用料を取られている。
- 4 刺激を与える理由に見てもいないテレビの利用料を1日630円も取られている。
- 5 不当な利用料金を請求されている。
- 6 事前連絡なしにお小遣い預り金でゴム印を購入されていた。
- 7 お風呂に入っていないのに料金を取られた。

高齢者虐待の発見方策

(1) 高齢者虐待が発見されにくい理由

◇ 社会からの孤立

高齢者は外出する機会が少ないため、社会から孤立しやすくなる。要介護状態であればなおのこと家庭内で閉ざされた環境となりやすく、第三者による高齢者虐待が発見されにくい状態となる。

◇ 高齢者虐待行為の隠ぺい

高齢者虐待が起こっていても、虐待をしている人も受けている人も他人に知らせることはしないで、隠そうとする傾向がある。

特に虐待を受けている高齢者自身が、「自分さえ我慢していれば・・・。」と世間体を気にするあまり、不適切な養護をしている者をかばってしまうことや虐待を指摘されても「これは自分の不注意で、どこかで打ってできた傷だ」などと否定することも多くある。

(2) 高齢者虐待を発見するために

◇ 高齢者虐待のサインに気づく

高齢者虐待を早期に発見することは、極めて重要となる。

そのためには、高齢者の家庭に入る機会の多い保健・医療・福祉の関係機関は、それぞれの立場で、虐待を受けている高齢者のサインを敏感に察知し、高齢者虐待の存在に気づいていくことが求められる。

これらのうち複数の項目にあてはまると高齢者虐待の疑いが濃くなる。ただし、ここに記載したサインはあくまで例示であり、他にも様々なサインがあることを踏まえておくことが必要である。

① 共通して見られるサイン

- (ア) 通常の行動が不自然に変化する。
- (イ) 少しのことで怯えたり、恐ろしがったりする。
- (ウ) 人目を避け、多くの時間を一人で過ごす。
- (エ) 医師や保健・福祉の関係者に話す事や援助を受けることをためらう。
- (オ) 医師や保健・福祉の関係者に対する話の内容がしばしば変化する。
- (カ) 睡眠障害がある。
- (キ) 不自然な体重の増減がある。
- (ク) 物事や周囲の事に対して極度に無関心である。
- (ケ) 強い無力感、あきらめ、なげやりの態度が見られる。

② 身体的虐待を受けている高齢者の身体的、行動的に見られるサイン

- (ア) 【あざや傷の有無】 頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざが見られる。
- (イ) 【あざや傷の説明】 説明に関するつじつまが合わない、説明せず隠そうとする。
- (ウ) 【行為の自由度】 自由な外出が不能、家族以外の人との会話不能。
- (エ) 【態度や表情】 怯えた表情、不安がる、家族のいるいないで態度が異なる。
- (オ) 【話の内容】 「怖い・痛い・怒られる・家にいたくない・殴られる」等発言がある。
- (カ) 【支援のためらい】 話す事を躊躇、話す内容の変化、介護サービスの拒否。

③ 養護者による世話の放棄サイン

- (ア)【住環境の適切さ】 異臭、湿度・ほこり、暖房の欠如、極度に乱雑な住環境。
- (イ)【衣服・寝具の清潔】 何日も同じ服、汚れた下着、汚れたシーツである事が多い。
- (ウ)【身体の清潔さ】 身体の異臭、汚れのひどい髪や爪、皮膚の潰瘍。
- (エ)【適切な食事】 体重減少、菓子パンのみの食事、よそではがつつ食べる。
- (オ)【適切な医療】 家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない。
- (カ)【適切な介護等サービス】 サービス利用量が極端に不足。拒否や無視。

④ 性的虐待を受けている高齢者の身体的、行動的に見られるサイン

- (ア)【出血や傷の有無】 生殖器等の傷、出血、かゆみの訴えがある。
- (イ)【態度や表情】 おびえた表情、怖がる、人目を避けたがる。
- (ウ)【支援のためらい】 関係者に話す事をためらう、援助を受けたがらない。

⑤ 心理的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- (ア)【体重の増減】 急な体重の減少、痩せすぎ、拒食や過食が見られる。
- (イ)【態度や表情】 無気力な表情、なげやりな態度、無表情、急な態度の変化。
- (ウ)【話の内容】 話したがらない、自分を卑下する、「死にたい」などの発言。
- (エ)【適切な睡眠】 不眠の訴え、不規則な睡眠。

⑥ 経済的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- (ア)【訴え】 お金を取られた、貯金がなくなった、などの発言。
- (イ)【生活状況】 資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている。
- (ウ)【支援のためらい】 サービス利用をためらう、サービス利用をためらう。

⑦ 養護者・家族に見られるサイン

- (ア)【高齢者に対する態度】 冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的。
- (イ)【高齢者への話の内容】 「早く死んでしまえ」など否定的な発言、会話をしない。
- (ウ)【関係者に対する態度】 援助者を避ける、話さない、拒否的、援助者に責任転嫁。
- (エ)【養護者自身の状況】 酒気帯び状態であるなど。

(3) 虐待発見時の対応

- 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに組織的な対応をとること。また行政に通報、相談すること。
- 施設、事業所においては、虐待発生時もしくは、疑いのあるケースを発見した場合には速やかに誠意ある対応や説明を行うなど、利用者や家族に十分に配慮する事。また

プライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことも必要となる。さらに発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を具体的に図ることが不可欠となる。

- 地域における虐待事案の場合には、行政への連絡、通報の方法や手順を定め、職員などに周知徹底を図ることが、迅速な対応を可能となる。また生命と身体の安全を第一に考え、行政や相談支援事業者と十分に連携を図りつつ、発生時の連絡ルート、被害者の緊急的な保護を含めた対応方法について日頃から連絡、調整を行い、あらかじめ定めておくように努める。

(4) 発生後の対応

- 虐待の発生後「被害者である利用者」「虐待を行った者」双方への視点を持って対応することが必要である。
- 生命と身体の安全を十分に確保した上で落ち着きを取り戻すための支援、一日でも早く安心した生活を取り戻すために必要な取り組みを行なうことが重要である。
- 施設、事業所の職員が虐待を行った場合には、家庭生活上の不安や、職場における人間関係等のトラブル、さらには、日々の業務に対する過剰感等が虐待に至る要因として考えられる。これらの状況について日常的に把握できるような環境や仕組みを整えるとともに、発生後はその他の職員の状況に改めて配慮する取り組みを進める。
- 家族による虐待の場合、その背景には、利用者と家族の人間関係や地域社会での家族に孤立感や孤独感、過重な介護に対する負担、経済的な困窮や家族自身が身体的もしくは精神的な支援を必要としているような場合もある。

株式会社きずな

2017年 4月 1日 編纂

2019年 5月 1日 改訂

2022年 5月 1日 改訂